

あかしししゅわげんごとう
明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会について

1 設置目的

しょうがいしゃ
障害者のコミュニケーション手段の利用促進のための取組の充実と発展を
もくてき
目的として制定した「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等
しょうがいしゃ
障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」に基づき、障害
とうじしゃ
当事者や支援事業者等の声を十分に聴き、当事者目線で市のコミュニケーショ
ン施策を推進することにより、条例を実効性のあるものに続けていくことを
もくてき
目的とした、見出しの協議会を設置する。

2 会議の運営について

ほんきょうぎかい
本協議会の運営に関しては、あかしししゅわげんごとう
明石市手話言語等コミュニケーション施策推進
きょうぎかい
協議会規則に基づいて行うものとする。

なお、こべつ
個別の課題等が生じた場合は、かだいしょういんかい
課題小委員会を置いてきょうぎ
協議を行う。

3 具体的な協議事項

(1) 手話に関わる施策

- しゅわ
手話の普及に関すること
- しゅわつうやくしゃはけんじぎょう
手話通訳者派遣事業に関すること
- しょうがっこう
小学校における手話教室に関すること
- ししよくいん
市職員の手話研修に関すること

(2) 要約筆記ようやくひっきに関わるかか施策せさく

- ・要約筆記ようやくひっきの普及ふきゅうに関するかんこと
- ・要約筆記者派遣事業ようやくひっきしやはけんじぎょうに関するかんこと

(3) 点字てんじ・音訳おんやくに関わるかか施策せさく

- ・点字てんじ・音訳おんやくの普及ふきゅうに関するかんこと
- ・点字てんじ・音訳おんやくの事業化じぎょうかに関するかんこと
- ・点字てんじ・音訳おんやくによる市政情報しせいじょうほうの発信はっしんに関するかんこと

(4) 聴覚障害者ちょうかくしょうがいしゃのコミュニケーション支援しえんに関わるかか施策せさく

- ・テレビ電話システムでんわによる遠隔手話通訳えんかくしゅわつうやくに関するかんこと
- ・音声同時通訳システムおんせいどうじつうやくに関するかんこと

(5) 視覚障害者しかくしょうがいしゃのコミュニケーション支援しえんに関わるかか施策せさく

- ・市立図書館しりつとしょかんにおける視覚障害者対応しかくしょうがいしゃたいおうに関するかんこと、
- ・代筆だいひつ・代読だйдくに関するかんこと

(6) 知的障害者ちてきしょうがいしゃ・発達障害者はつたつしょうがいしゃのコミュニケーション支援しえんに関わるかか施策せさく

- ・市政情報しせいじょうほうに関するわかりやすい版ばんパンフレットの作成さくせいに関するかんこと
- ・コミュニケーションボードりようそくしんの利用促進かんに関するかんこと

(7) その他障害たしょうがいのある人ひとのコミュニケーション支援しえんに関わるかか施策せさく

- ・上記以外じょうきいがいの障害しょうがいのある人ひとのコミュニケーション支援しえんに関するかんこと

4 市の障害者施策との関係

市では、来年4月の障害者差別解消法施行を前に、障害者差別の解消に関する条例の検討を進めている。障害者差別解消法において義務化される「合理的配慮の提供」については、今回の条例でも啓発の機会の確保や合理的配慮提供支援に関する公的支援の取り組みなども含めて検討しているところではあるが、個別の事例における対応などの規定までは想定していない。

ガイドラインなどにより、各分野における差別事例や必要な合理的配慮については一定の整理を行うことを予定しているが、コミュニケーション分野において当事者が求める個別の合理的配慮の提供については、本協議会でも広く意見を聴き、当事者の声を反映させることにより、障害のある人もない人も安心して暮らせるまちづくりの実現を図る。

5 今後のスケジュール

今年度は今回の第1回の開催のみで、来年度は2回程度開催を予定。個別の課題ごとに検討を進める小委員会においては、必要に応じて開催し、今後の施策推進協議会において取り組みや成果を報告する。